

は し が き

国税庁発表の平成28年分民間給与実態統計調査結果によりますと、1年を通じて勤務した給与所得者は4,869万人、うち源泉徴収により所得税を納税している者は4,112万人となっており、給与所得者及びそれに関わる企業等の存在感の大きさを示しています。

いうまでもなく、我が国の給与所得の課税は、「源泉徴収制度」に依存しています。この制度を支えているのは、所得税の計算、徴収や納付など一連の事務を担う源泉徴収義務者です。

本書では、一般的な事業を行う会社と社員の源泉徴収に関わる基本的な事項について、はじめて源泉所得税の実務を担当する方にも理解しやすいよう、①基本的な仕組みを説明した上で、②個別事例をQ & A方式で、③図表や各種様式の記載例などを多く取り入れるなどして、わかりやすい解説を試みました。

昨今の税制改正をみますと、働き方改革の一環として、配偶者の控除制度や給与所得控除、基礎控除の見直しなどが相次いで行われ、税の問題が働き方の選択肢等に大きく影響していることが窺えます。このことを踏まえ、配偶者等の「給与収入の壁」のテーマや給与の受給者側の問題についても取り上げる（主に「コラム」欄）など、社員目線での解説にも心がけました。

本書が、会社等において源泉徴収の実務を担当されている方、そして給与の受給者である社員を中心に、給与の範囲や課税の仕組みなどを理解していただくための一助となれば幸いです。

平成30年9月

著 者

目 次

第1章 源泉徴収の基礎 1

- ① 源泉徴収制度 2
- ② 源泉所得税の納税地 5
- ③ 源泉徴収の対象となる支払 6
- ④ 源泉徴収をする時期 7
- ⑤ 源泉所得税の納付期限 8
- ⑥ 源泉所得税の納付手続 10
- ⑦ 復興特別所得税と源泉徴収 11
- Q1-1 源泉所得税の納付が遅れたとき 13
- Q1-2 源泉所得税調査と追徴課税 14
- Q1-3 源泉徴収税額を誤って多く納付（過誤納）したとき 16

第2章 給与所得の意義 17

- ① 給与所得の範囲 18
- ② 給与所得の収入すべき時期 19
- Q2-1 給与か外注費か 20

第3章 給与所得の課税の仕組み 23

- ① 給与所得控除 25
- ② 所得控除と税額控除 27

| | | |
|------|---------------------|----|
| Q3-1 | 配偶者等の給与収入の壁（1） | 41 |
| Q3-2 | 配偶者等の給与収入の壁（2） | 43 |
| | その1 103（150）万円の壁／44 | |
| | その2 106万円の壁／47 | |
| | その3 130万円の壁／48 | |
| | その4 まとめ／49 | |

第4章 給与の源泉徴収事務 53

| | | |
|------|------------------|----|
| 第1節 | 源泉徴収事務の流れ | 54 |
| ① | 源泉徴収事務の年間スケジュール | 54 |
| ② | 源泉徴収事務の事前準備 | 56 |
| | 【記載例①】 扶養控除等申告書 | 60 |
| ③ | 毎月の源泉徴収事務 | 62 |
| | 【記載例②】 納付書 | 64 |
| 第2節 | 源泉徴収税額の計算 | 68 |
| ① | 給与の税額計算 | 68 |
| | 【給与の税額の具体的な求め方】 | 71 |
| ② | 賞与の税額計算 | 72 |
| | 【賞与の税額の具体的な求め方】 | 74 |
| Q4-1 | パート・アルバイトと源泉徴収 | 76 |
| Q4-2 | 給与と賞与の区分 | 78 |
| 第3節 | 年 末 調 整 | 79 |
| ① | 年末調整事務 | 79 |
| | 【記載例③】 配偶者控除等申告書 | 84 |
| | 【記載例④】 保険料控除申告書 | 86 |

| | | |
|--------|-----------------|----|
| 【記載例⑤】 | 源泉徴収簿 | 88 |
| ② | 扶養控除等各種申告書の保存義務 | 89 |
| ③ | 給与所得者と確定申告 | 90 |
| Q4-3 | 海外勤務者の源泉徴収と年末調整 | 94 |

第5章 課税されない手当等 97

| | | |
|------|-----------------|-----|
| Q5-1 | 通勤手当 | 100 |
| Q5-2 | 出張旅費 | 102 |
| Q5-3 | 単身赴任者の職務に伴う帰宅旅費 | 103 |
| Q5-4 | 研修旅行の費用 | 104 |
| Q5-5 | 結婚祝金品、見舞金など | 105 |
| Q5-6 | 学資金 | 107 |
| Q5-7 | 発明報償金など | 108 |

第6章 現物給与 111

| | | |
|------|--------------------|-----|
| ① | 現物給与とは | 112 |
| ② | 現物給与の評価 | 115 |
| ③ | 現物給与と消費税 | 116 |
| Q6-1 | 制服の支給 | 118 |
| Q6-2 | 自由に選択できる永年勤続者表彰記念品 | 119 |
| Q6-3 | 永年勤続社員に支給する旅行券 | 120 |
| Q6-4 | 創業記念品として支給する商品券 | 121 |
| Q6-5 | 自社商品の値引販売 | 123 |
| Q6-6 | 人間ドックの費用 | 125 |
| Q6-7 | カフェテリアプラン | 126 |
| Q6-8 | 自動車運転免許証の取得費用 | 128 |

| | | |
|-------|---------------------------|-----|
| Q6-9 | 通信教育講座の受講費用 | 129 |
| Q6-10 | 転進助成金 | 130 |
| Q6-11 | 社員レクリエーション旅行 | 131 |
| Q6-12 | 成績優秀者に対する海外旅行 | 133 |
| Q6-13 | 生命保険料等 | 134 |
| Q6-14 | 食事の支給 | 136 |
| Q6-15 | 社員に社宅や寮を貸与したとき | 138 |
| Q6-16 | 社員に借上社宅を貸与したとき | 140 |
| Q6-17 | 役員に社宅などを貸与したとき | 141 |
| Q6-18 | 賃貸料相当額を計算する場合の固定資産税の課税標準額 | 144 |
| Q6-19 | ストック・オプション | 145 |

第7章 退職所得 147

| | | |
|------|-----------------------|-----|
| ① | 退職所得の範囲 | 148 |
| ② | 退職所得の課税の仕組み | 149 |
| ③ | 退職手当の源泉徴収事務 | 152 |
| | 【記載例⑥】 退職所得の受給に関する申告書 | 153 |
| | 【退職手当の税額の具体的な求め方】 | 155 |
| Q7-1 | 退職手当の分割支給と概算払 | 158 |

第8章 法定調書の作成と提出 161

| | | |
|---|---------------------|-----|
| ① | 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書） | 162 |
| | 【記載例⑦】 源泉徴収票 | 164 |
| ② | 退職所得の源泉徴収票（特別徴収票） | 166 |

◎働き方改革に伴う基礎控除の引上げ等 （平成32年分から適用） 167

| | | |
|---|-------------|-----|
| ① | 給与所得控除の引下げ等 | 167 |
| ② | 基礎控除の引上げ等 | 168 |
| ③ | 各種所得控除の見直し | 169 |
| ④ | 源泉徴収事務への影響 | 170 |

《参考資料》（平成30年分）

| | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | 給与所得の源泉徴収税額表（月額表） | 172 |
| 2 | 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 | 179 |
| 3 | 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表 | 180 |
| 4 | 年末調整のための算出所得税額の速算表 | 188 |
| 5 | 源泉徴収のための退職所得控除額の表 | 189 |

《凡 例》

本書において使用した主な省略用語は、原則として次のとおりです。

(1) 法 令

所法……………所得税法

所令……………所得税法施行令

所規……………所得税法施行規則

通則法……………国税通則法

通則令……………国税通則法施行令

消法……………消費税法

措法……………租税特別措置法

措令……………租税特別措置法施行令

措規……………租税特別措置法施行規則

復興財確法……………東日本大震災からの復興のための施策を実施する
ために必要な財源の確保に関する特別措置法

〈例〉 所法9①三イ……………所得税法第9条第1項第3号イ

(2) 通 達

所基通……………所得税基本通達

消基通……………消費税法基本通達

平7課法8-5……………平成7年課法8-5 国税庁法令解釈通達

(3) 用 語

消費税……………地方消費税を含みます。

税額表（月額表）、税額表（日額表）、賞与の算出率表……給与所得
の源泉徴収税額表（月額表）等

扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書、保険料控除申告書、住宅
借入金等特別控除申告書……給与所得者の扶養控除等（異動）申告
書等

※「給与所得者の」等の文言を省略しています。

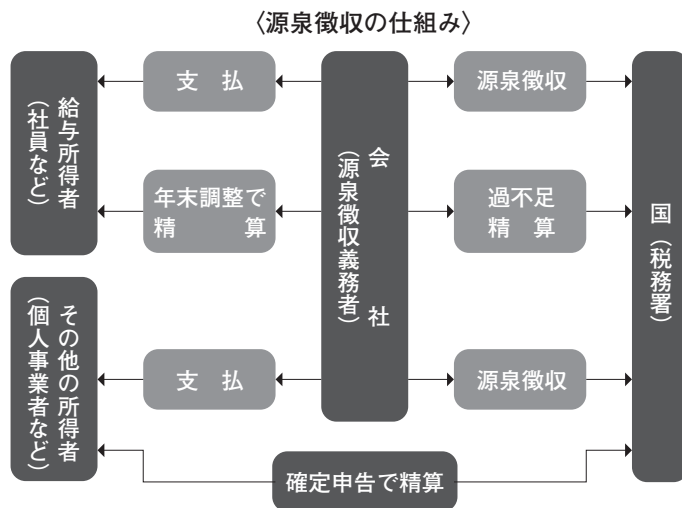
第1章 源泉徴収の基礎

1 源泉徴収制度

1 源泉徴収制度の仕組み

所得税では、所得者自身が、暦年ごとに所得金額と税額を計算し、自らが申告と納付をする「申告納税制度」が採られています。これと併せて給与などの特定の所得については、下図に示すように、会社（源泉徴収義務者）がその所得を社員などに支払う際に所得税を天引きして国に納付することになっており、この仕組みを源泉徴収制度といいます。

この制度を受けて、所得者が前もって源泉徴収された所得税の額は、基本的には、給与の場合は会社が行う年末調整という手続きによって、また、個人事業者等に支払う報酬・料金等に係るものは、これらの者が行う確定申告によって精算される仕組みになっています。



2 源泉徴収義務者

源泉徴収制度における源泉徴収義務について、5W1H方式でみてみましょう。

| | |
|--------------|-------------------------|
| Who (誰が) | 会社が (源泉徴収義務者) |
| Where (どこで) | 給与等を支払う事業所等の所在地で (納税地) |
| What (何を) | 源泉徴収の対象となる所得を (対象となる支払) |
| When (いつ) | 支払う時に源泉徴収をし (源泉徴収をする時期) |
| Why (どんな目的で) | 国に納付する目的で (納付期限) |
| How (どのように) | 所定の方法により納付します。(納付手続) |

こうしてみると、源泉徴収制度における主役は「源泉徴収義務者」ということになり、この位置を給与等の支払者である会社などが担うこととなります。

3 会社と国及び所得者の関係

源泉所得税は、会社が自らの税を負担するわけではなく、税を負担するのはあくまでも所得の支払を受ける相手方（社員など）であるという点が、法人税などと決定的に異なる点です。

所得税は、確定申告という手続きを通じて所得者と国との間に直接的な法律関係が生じます。これに対し、源泉所得税の場合は、前ページの図（源泉徴収の仕組み）を見てお分かりのとおり、国と源泉徴収義務者である会社との法律関係にとどまり、国と所得者（社員など）の間には直接の法律関係は生じません。

したがって、例えば所得税の確定申告で所得金額や税額が誤っていた

場合には、所得者自らが更正の請求などにより是正することができますが、源泉所得税額が多く徴収（過誤納など）されていたような場合は、所得者自身が直接更正の手続をすることはできず、源泉徴収義務者を通じて行う、などの違いが出てきます。源泉徴収漏れなどがあった場合には、それに対応する所得税額について、源泉徴収義務者は所得者に対し、求償権を有することになります。

このような税額などの是正の仕方や多くの給与所得者は年末調整という手続で納税が完結することなどからみても、源泉徴収義務者となる会社は、社員などの所得金額や税額等を正しく確定させるという極めて重要な義務を担っています。

参考法令 所法6

コラム

社員が源泉徴収税額等の誤りを把握した場合

社員が、給与の源泉徴収税額や年末調整の計算誤り等を把握した場合には、会社を通じて是正することになります。

その結果、源泉徴収税額に異動があり、多く徴収していた場合には会社が社員に還付をすることになります。逆に、徴収漏れがあった場合には、原則として、会社が社員から徴収します。

還付や徴収後の納付などの税務署に対する手続は、全て会社が行います。

② 源泉所得税の納税地

会社が源泉徴収をした所得税は、会社の納税地を所轄する税務署に納付することになります。この納税地は、給与等の支払事務をする事業所などのその支払日における所在地とされています。

通常は、会社の本店所在地イコール源泉所得税の納税地となりますが、例えば、本店以外に支店や営業所等でも給与の支払事務を行っている場合には、それぞれの所在地が源泉所得税の納税地となります。

1 「給与支払事務所等の開設届出書」の提出

会社を設立すると、一般的には給与の支払が発生することになりますので、その旨を設立後1か月以内に所轄税務署に届け出る必要があります（法人税の「法人設立届出書」は、設立後2か月以内です。）。

支店等において給与の支払事務を行う場合には、それぞれの支店等ごとに別途その所轄税務署に提出する必要があります。

2 会社に異動があった場合の届け出

会社に次のような異動があった場合には、1か月以内に「給与支払事務所等の移転・廃止届出書」（上記1の開設届出書と同じ様式です。）を、所轄税務署に提出することとされています。

- (1) 解散や廃業、休業等により給与の支払がなくなったとき
- (2) 支店や営業所等での給与の支払事務が本店へ引き継がれたとき
- (3) 本店等を移転したとき（提出先は移転前の所轄税務署のみ）

なお、上記(3)の移転があった場合、移転前に発生した未納付分も含め、

その全ての源泉所得税について移転後の所轄税務署に納付することになります。

参考法令 所法17、230、所令55①、所規99

3 源泉徴収の対象となる支払

源泉徴収の対象となる支払は、社員などへの給与が一般的ですが、そのほかにも源泉徴収すべき支払は幅広いものとなっています。

支払う相手方（所得者）が個人か法人か、さらに個人であれば居住者か非居住者か、法人であれば内国法人か外国法人かによって、源泉徴収の対象となる所得の範囲は大きく異なります。

多くの会社に共通して発生すると思われるものを次表に掲げました。

〈源泉徴収の対象となる支払〉

| 支払先（所得者） | | 源泉所得税 | | |
|-------------|------------------|-------------------|--------------------|---|
| 例示 | 所得区分 | 種類 | 範囲（主なもの） | |
| 個人 (居住者) | 役員 社員 など | 給与等 | 俸給・給料等、賞与 賃金 など | |
| | | 退職所得 | 退職手当等 | |
| | 委任先 請負先 など | 事業所得 雑所得 など | 報酬・料金等 | 税理士等の報酬・料金 原稿料、著作権の使用料 放送謝金等 外交員等の報酬・料金 など |
| | 株主 | 配当所得 | 配当等 | 剰余金、利益の配当など |

参考法令 所法181、183、199、204

コラム

居住者と非居住者

居住者とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいい、それ以外の個人を非居住者といいます。

非居住者に該当する場合は、同じ給与であっても、源泉徴収の計算方法などが居住者の場合と大きく異なりますので、注意する必要があります。詳細は、「Q4-3 海外勤務者の源泉徴収と年末調整」を参照してください。

4 源泉徴収をする時期

源泉徴収をする時期は、その対象となる所得を支払う時であり、源泉徴収税額は、特別の手続をすることなく支払った時に確定します。

1 納税義務の成立と税額の確定

法人税は、事業年度が終了した時に納税義務が成立し、申告書を提出することによって税額が確定します。

これに対し、源泉所得税は、源泉徴収をすべき特定の所得を支払った時に納税義務が成立し、その税額は特別の手続をすることなく法令の定めるところに従って自動的に確定します。したがって、この「支払」の時に源泉徴収の事務手続を行うことになります。